

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 1月20日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系1号機原子炉冷却材浄化系逆洗受タンク攪拌水流量指示計において、指示不良(指針の固着)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GIII	
2	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋冷凍機(A)冷水出口温度指示計において、測定値不良(測定値の精度外れ)が認められたため、当該指示計を点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋冷凍機(A)冷媒凝縮温度指示計において、測定値不良(測定値の精度外れ)が認められたため、当該指示計を点検・修理。	GIII	
4	補助ボイラー	補助ボイラー盤制御用タッチパネルにおいて、動作不良(操作要求に対して動作しない、又は要求と異なる動作をする)が認められたため、当該タッチパネルを点検・修理。 なお、タッチパネルは手動操作時のみに使用の為、通常運転に影響無し。	GIII	